

## 苫小牧市エコストア認定制度要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、市内において環境に配慮している店舗をエコストアに認定し広く市民に周知することにより、市と市民と店舗が一体となって、ごみの減量化やリサイクル活動に取り組み、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的とする。

### (認定基準)

第2条 エコストアとして認定する店舗は、次の各号に掲げる要件のうち四つ以上を実施している市内の店舗とする。

- (1) 店舗でのエコ活動の積極的な取り組み
- (2) 環境や健康を考えた商品の積極的な導入
- (3) 資源回収やリサイクルの推進
- (4) 使い捨て容器の販売、使用の自粛
- (5) マイバッグ持参運動の推進
- (6) 簡易包装の推進
- (7) その他、環境にやさしい活動

### (申 請)

第3条 エコストアの認定を受けようとする者は、苫小牧市エコストア認定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

### (登 録)

第4条 市長は、前条の申請があった場合、第2条の基準を満たした者をエコストアとして認定し登録する。

### (責 務)

第5条 認定店は、認定証及びプレートを、見やすい場所に掲示するものとする。

2 認定店は、認定証及びプレートを他店に譲渡することができないものとする。

3 認定店は、消費者のライフスタイルの変革を支援するとともに、従業員の環境教育に努めるものとする

### (広報等)

第6条 市長は、エコストアを市民に周知し、広報活動に努めるものとする。

(調 査)

第7条 市長は、必要に応じてエコストアに環境保全活動の状況を把握するための調査を行うことができる。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間とする。

(認定の変更・更新)

第9条 認定店は店舗名、その他取組み内容等に変更があった場合は速やかにエコストア認定変更・更新申請書(様式第4号)にエコストア認定証を添えて市長に提出するものとする。

2 更新を希望する認定店は、有効期間満了の30日前までにエコストア認定変更・更新申請書にエコストア認定証を添えて市長に提出するものとする。

(取組み実施の要請及び認定取消し)

第10条 市長は、認定基準となった取組みを実施していない認定店に対し、取組みの実施を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の求めに応じない認定店に対し、認定取消通知書(様式第5号)により認定を取消した店舗に通知するものとする。

(辞退届)

第11条 認定店を辞退したい店舗はエコストア認定辞退届出書(様式第6号)にエコストア認定証・プレートを添えて市長に提出するものとする。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。